

令和3年 第7回 伊丹市教育委員会 定例会 会議録

1. 日 時 令和3年（2021年）4月23日（金）午後2時00分～午後2時55分

2. 場 所 総合教育センター 2階 講座室

3. 出席者 <教育委員会>

教育長	木下 誠	教育委員	瀧川 光治
教育委員	江原 礼子	教育委員	西岡 奈美
教育委員	太田 洋子		

<事務局>

教育総務部長	馬場 一憲	学校指導課主幹	日外 亮
学校教育部長	早崎 潤	学事課長	奥田 義昭
こども未来部長	大野 浩史	こども若者企画課長	岸本 哲也
生涯学習部長	綾野 昌幸	社会教育課長	佐藤 直子
こども未来部参事兼幼児教育保育室長	岡田 章	教育政策課長	石田 亮一
学校教育部副参事兼学校指導課長	廣重久美子	教育政策課主任	中谷 克也
職員課長	福本 恭	教育政策課	田尻 純子

4. 欠席者 なし

5. 傍聴人 なし

6. 議 事

(1) 開会宣言 木下教育長（午後2時00分）

(2) 日程報告 木下教育長より次のとおり会議を進める旨の発議があり、全委員はこれを了承。

日程第 1 令和3年第5回定例会会議録及び令和3年第6回臨時会会議録の承認

日程第 2 教育長報告

日程第 3 報告第4号の承認（専決第7号）

日程第 4 報告第4号の承認（専決第8号）

日程第 5 報告第4号の承認（専決第9号）

日程第 6 議案第25号の審議

日程第 7 報告第4号の承認（専決第10号）

日程第 8 議案第20号の審議

日程第 9 議案第21号の審議

日程第10 議案第22号の審議

日程第11 議案第23号の審議

日程第12 議案第24号の審議

(3) 令和3年第5回定例会会議録及び令和3年第6回臨時会会議録の承認（日程第1）

令和3年第5回伊丹市教育委員会定例会（令和3年（2021年）3月19日（金）開催）
会議録及び令和3年第6回伊丹市教育委員会臨時会（令和3年（2021年）3月30日（火）
開催）会議録については、全委員一致でこれを了承。

(4) 教育長報告（日程第2）

「4月人事報告」・「3月分教育施設関係工事の着工・竣工報告」・「3月分の寄附採納報告」・
学校教育部及びこども未来部、生涯学習部、人権教育室、市立伊丹高等学校の「3月分行事実
施報告」・「5月分行事実施予定」について、書面により報告し、質疑応答を行った。

(5) 報告第4号（専決第7号）の承認（日程第3）

木下教育長より「報告第4号 教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2
項の規定による専決処分報告について」の「専決第7号 令和2年度伊丹市一般会計補正予算
【教育関係費】（2月補正）の追加要求について」を議題とする旨の発議の後、「緊急を要した
ので専決処分により処置したものです。」との説明がなされ、教育総務部長より補足説明があ
り、質疑応答の後、全委員一致で、「報告第4号」の「専決第7号」を承認。

質疑応答

江原委員 空調設備について、何校の整備か。また、それぞれについて、年数や
必要度に応じて対応されたという解釈で良いのか。

教育政策課長 荻野小学校、池尻小学校、天王寺川中学校の3校である。

教育総務部長 基本的には、年数に応じて計画を行っており、老朽化に伴うもの。し
かし、状況によって適宜対応している。毎年度限られた財源の中で実態
に応じて実施している。

木下教育長 国の補助が付いたため、それを使用するということか。

教育総務部長 今回の補正は、想定より補助金が増えたため、その分補助金でまか
なう金額が増え、一般財源を減らしたという内容。

太田委員 学校の空調設備に国の補助金があるのは承知しているが、大規模改
修は厳しい状況か。

教育総務部長 市の財源の中でどれを優先すべきか考え、実施している。大規模改
修についても、校舎の状況等を鑑み、遅れることのないように対応して
いきたいと考えている。

太田委員 空調設備と大規模改修のために、以前と比べ短期間での工事が不可
能なため、ずっと工事をしているような状態が続く。学校現場の負担も

大きいため、なんとかならないか。

木下教育長 空調設備に続いて大規模改修を実施する場合は、それができる期間が夏休み期間のため、数年かかる。現状が最大限配慮できる限界だと思っている。

教育総務部長 できる限り学校現場に負担のない方法で、進めていきたい。

(6) 報告第4号(専決第8号)の承認(日程第4)

木下教育長より「報告第4号 教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の「専決第8号 就学困難な児童および生徒に対する就学奨励についての援助に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする旨の発議の後、「緊急を要したので専決処分により処置したものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で、「報告第4号」の「専決第8号」を承認。

質疑応答

太田委員 昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響で、就学援助の申請者数は増えているのか。

学事課長 昨年の所得の減少のため、今年度の就学援助の申請時から影響が出てくるものと考えている。

太田委員 新入生は事前に3月に行っていると思うが、そのあたりはどうか。

学事課長 事前の申請については、現時点では昨年度と変わらない状況である。

太田委員 また動向がわかれば教えていただけたらと思う。

江原委員 申請の件で、第11条の削除について。学校長が書類のやり取りをしなくても事務手続きが進むことで、便利になると思う。一方で、申請そのものを行にくい家庭の場合、これまでは学校教員がかかわる形で申請をしてきたかと思う。この条項がなくなったとしても、働きかけは変わらないと捉えてよいか。

学事課長 校長から提出を求めているのは、支給の状況についてのみである。先ほど太田委員もご指摘のとおり、今まで就学援助を受けていなかったが所得が減少したために今回初めて対象になる方がおられる可能性があるため、わかりやすいチラシを配布し、できるだけ情報をお伝えして、学校と連携しながら相談しやすい環境、円滑な援助に繋げていきたいと考えている。

学校教育部長 先ほどご指摘いただいたとおり、学校現場では申請に至らないケー

スもあるため、家庭訪問等で丁寧に保護者に説明し、促していく。

太田委員 そこはスクールソーシャルワーカーの範囲だと思う。飲食関係等、これから所得が減少する方もおられると思うので、SSWがきちんと学校と連絡を取り、学校指導課と協力してほしい。要望しておく。

(7) 報告第4号（専決第9号）の承認（日程第5）

木下教育長より「報告第4号 教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の「専決第9号 伊丹市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする旨の発議の後、「緊急を要したので専決処分により処置したものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、全委員一致で、「報告第4号」の「専決第9号」を承認。

(8) 議案第25号の審議（日程第6）

木下教育長より「令和4年度（2022年度）使用伊丹市立学校教科用図書の採択方針について」を議題とする旨の発議の後、「令和4年度（2022年度）使用伊丹市立学校で使用する教科用図書の採択方針を定めようとするものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で、「議案第25号」を可決。

質疑応答

江原委員 採択方針案についての意見ではないが、2点意見がある。1点目、例年お願いをしていることがある。『4 教科用図書の採択の公正確保』について、教科書会社との関係で、先生方の身を守るためにもこの部分についての指導をお願いしたい。2点目、関連してデジタル教科書について。国の動きに沿った形で市内の学校からも希望が出ていたと思うが、そのあたりの動きについて教えて欲しい。

学校指導課長 デジタル教科書については、各教科書会社から一人一人がアカウントを取得して入力する作業の依頼が来ている。それぞれ児童が入力し、クラウド上にある教科書を取りに行く練習に苦慮している。それが済み次第、教科の特性に応じた使い方の実証を進めていくところ。

江原委員 今は同時に進めているが、その後の活用方法に、学校ごとで状況に差が出るのではと懸念している。伊丹市の公立学校としてそれぞれの学校が活用できるよう、教育委員会としても状況把握に努めていかなければならないと思っている。

太田委員 中学校教科用図書の社会（歴史的分野）において、自由社の「新しい

歴史教科書」について『検討の上、採択替えを行うことができる』とあるが、これは伊丹市としては採択替えを行わないということか。

学校指導課長

採択の可能性もある。調査を行い選定の上採択するかどうか決定するため、新しいものを必ず採択するわけではない、という意味である。

木下教育長

中学校の社会の歴史の教科書の採用する会社が決まった時点では、自由社の「新しい歴史教科書」は検定に不合格のため対象にならなかった。それが改訂作業を経て、今年度検定に合格し組上に載ってきた。そのため、採択に向けて組上に載せていかなければならない。その権限が教育委員会にある。例えば、検定教科書として認められていたものを除外して選定すると、関係者が来られた場合に、その会社の教科書が伊丹市教育委員会の組上に載っていないとなつては困る。そのため、基本方針にはこれを謳っている。そして調査・研究した上で、前の教科書の方が良い、あるいは新しい教科書の方が伊丹市の子どもに合っているため採択する、といった理由を伊丹市教育委員会として持たなければならぬ。

太田委員

調査を行わなければならないのか。

学校指導課長

国からは発出されているが、県からは基本方針がまだ発出されていない。国の方針の中では、一旦組上に載せ、調査については都道府県が作成する資料を参考にすること、と記載がある。県の基本方針が発出されれば、調査委員会を立てなければならないのか、それとも県の資料の調査をもって変更できるのか、調査していく。

太田委員

理解した。続いて、デジタル教科書について。以前各学校が希望されたが、希望通りになったのかどうか。また、それぞれの学校の教科について、調査検討で何か提出しなければならないのか。

学校指導課長

小学校が15校、中学校が5校希望されたが、希望が通ったのは、小学校が9校、中学校が5校すべてである。教科では、小学校が国語・算数・理科・地図・家庭・保健・社会・英語・音楽、中学校が地図帳・理科・英語・美術・数学・技術、と出来る限り希望に沿いながらも教科を分散させた。現時点では、これに対してどういった検証でどこに着目すべきか等、国や県から特に指針は示されていない。まずは使い始める指導で動き出していく。

太田委員

対象学年は、全学年か。

学校指導課長

小学校において、昆陽里小学校では算数を全学年、鈴原小学校では音楽を全学年、その他の小学校は5年生と6年生のみである。中学校に

においては全学年だが、それぞれの選択パターンに応じている。例えば重点校の西中学校は、1年生が地図帳、2年生と3年生は理科。天王寺川中学校は英語、松崎中学校は1年生と2年生が美術、3年生は数学。笹原中学校は1年生が技術、2年生と3年生は数学。そして荒牧中学校は数学、となっている。それぞれ3学年が対象だが、教科は様々。

太田委員 児童・生徒用のデジタル教科書は紙の教科書のデジタル版だが、書き込める、拡大できるのが特徴。どのように使用するかを指導主事等がきちんと見る必要がある。また、例えば総合教育センターのスクールタクトとの連携等、そういった構想が今年1年求められる。部内で話し合いながら、よりよい効果的な使い方を進めてほしい。

江原委員 太田委員の質問に関連してお願いがある。今回小学校が9校、中学校が5校ということだが、この1年間の取り組みをそれ以外の学校にも反映していく取り組みをお願いしたい。

木下教育長 学校は、何を実証実験するか理解しているのか。例えば、手続きに不備がないかどうかなのか、それともデジタル教科書の効果なのか。紙の教科書と同じだが、何を実証実験するのか。

学校指導課長 様々な場面において一からの実証だが、求めるべきは学習の質を高めるための有効な使い方は何かを見ていくことだと思う。教科によっては、紙・デジタルそれぞれが優れている場面がある。それを実証するために教科を分散させて学校が取り組んでいるところである。実証の目的として、学習の質を高めるための使い方が最も求められる。

木下教育長 内容は一緒だが、デジタル教科書は同じ教科で年間を通して1年間使用しなければならないのか。

学校指導課長 使用しなければならない。

木下教育長 では、成果があったかどうかは何で検証するのか。

学校指導課長 国からは、アンケートと聞いている。ただ、先ほど太田委員がおっしゃったように、アンケートの中で求められるものではない、使い方の進捗の把握は必要だと考える。

木下教育長 私がいつも申し上げている学力について。例えば、知識や技能だけではなく、思考力等が果たして本当に身につくのか、根拠がないと言われている。今回それを実証実験するという。例えば、全国学力調査で、デジタル教科書の使用未使用の有無による結果を調査するのは。

学校指導課長 そのような使い方は、今のところ表立っては聞いていないが、国としてはすべてのデータを把握しているため、様々な検証がなされるか

もしれない。

木下教育長 そこはまだ何もわからないのか。実験台に使われるということか。
学校指導課長 無償で貸与されているため、様々な実証実験に使われると考えられ
る。

木下教育長 追々国や県から指示が出てくるのか。事務局でこれなら学校現場は
困る。アクセスできない児童や生徒も出てくるのでは。

学校指導課長 紙の教科書は複数並べられるが、デジタル教科書も同様に並べられ
るのか等もあわせて、物理的な部分と質的な部分の実証実験になる。現
在は、教科書会社と学校が連絡を取っている。

(9) 報告第4号(専決第10号)の承認(日程第7)

秘密会での審議の後、全委員一致で、報告第4号「教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の専決第10号「伊丹市青少年問題協議会委員の委嘱または任命について」を承認。

(10) 議案第20号の審議(日程第8)

秘密会での審議の後、全委員一致で、議案第20号「伊丹市子ども・子育て審議会委員の任命について」を可決。

(11) 議案第21号の審議(日程第9)

秘密会での審議の後、全委員一致で、議案第21号「伊丹市教育支援委員会委員の委嘱または任命について」を可決。

(12) 議案第22号の審議(日程第10)

秘密会での審議の後、全委員一致で、議案第22号「学校運営協議会委員の委嘱について」を可決。

(13) 議案第23号の審議(日程第11)

秘密会での審議の後、全委員一致で、議案第15号「伊丹市社会教育委員の委嘱について」を可決。

(14) 議案第24号の審議(日程第12)

秘密会での審議の後、全委員一致で、議案第16号「伊丹市地域学校協働活動推進員の委嘱について」を可決。

(15) 閉会宣言

木下教育長（午後2時55分）

上記のとおり会議の要旨を記録し、ここに署名押印する。

伊丹市教育長 木下 誠

伊丹市教育委員会委員 江原 礼子